

岡崎市住宅除却費補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、地震発生時における住宅の倒壊等による災害を防止するため、昭和56年5月31日以前に着工した(以下「旧基準の」という。)耐震性のない住宅について除却工事を実施する者に対し、予算の範囲内において岡崎市住宅除却費補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、震災に強いまちづくりを促進することを目的とする。

2 前項に規定する補助金の交付については、社会資本整備総合交付金交付要綱、愛知県住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金交付要綱及び岡崎市市費補助金等に関する規則(昭和34年岡崎市規則第3号)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1) 住宅

岡崎市内に所在する旧基準の一戸建ての住宅、長屋、共同住宅及び併用住宅(店舗等の用途を兼ねる住宅で、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものに限る。)をいい、持家・貸家を問わない。

(2) 木造住宅

住宅のうち、木造かつ次に掲げるすべてを満たすものをいう。

ア 階数が2以下であるもの。

イ 在来軸組構法及び伝統構法であるもの。

(3) 非木造住宅

住宅のうち、木造住宅を除いたものをいう。ただし、特殊な構造(型式住宅、組積造、補強コンクリートブロック造等)のものを除く。

(4) 耐震診断者

次に掲げるすべてを満たす者をいう。

ア 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項又は第3項に規定する一級建築士又は二級建築士(以下「建築士」という。)。ただし、建築士法第3条に規定する用途・規模の住宅又は建築物の地震に対する安全性を評価するものは、一級建築士に限る。

イ 建築士法第23条に定められた登録を受けている建築士事務所(以下「建築士事務所」という。)に所属する建築士。

(5) 耐震診断

次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

ア 岡崎市が平成15年度から平成17年度に実施した愛知県木造住宅耐震診断マニュアルに基づく木造住宅の無料耐震診断。

イ 岡崎市が平成18年度から実施する改訂愛知県木造住宅耐震診断マニュアルに基づく木造住宅の無料耐震診断。

ウ 一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施した木造住宅の耐震診断。

エ 耐震診断者が非木造住宅に対して実施する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第1 建築物の耐震診断の指針に基づく地震に対する安全性を評価するもの。

(6) 判定値

前号アからウによる判定値または前号ウによる得点をいう。

(7) 除却工事

解体、運搬及び処分することをいう。ただし、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施するものに限る。

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のすべてを満たす者とする。

(1) 法人その他の団体を除く次に掲げるいずれかに該当する者。

ア 住宅を所有する者。

イ 現にその住宅に居住する者で所有者の同意を得られた者。

ウ アと同等の権利を有する者。

(2) 市税を滞納していない者。

(3) 岡崎市暴力団排除条例(平成23年条例第31号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)若しくは同条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でない者。

(4) 岡崎市住宅除却費補助金の交付を受けていない者。

(5) 第5条に規定する補助事業に関し、国その他地方公共団体の補助金等が交付されていない者。

(補助の対象建物)

第4条 補助の対象建物は、岡崎市内に所在する次の各号のすべてを満たす旧基準の住宅とする。

(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定に著しく違反していないもの。

(2) 国、地方公共団体その他公の機関が所有するものではないもの。

(3) 延べ床面積30㎡以上のもの。

(4) 当該住宅の敷地において、岡崎市住宅除却費補助金を受けていないもの。

(5) 当該住宅及びその敷地において、次に掲げるすべてを満たすもの。

ア 岡崎市住宅・建築物耐震化事業補助金交付要綱第5条第3号から第5号、第8号または第9号に規定する事業において補助金の交付を受けていないもの。

イ 岡崎市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱第4条に規定する事業において補助金の交付を受けていないもの。

ウ 次条に規定する補助事業に関し、国その他地方公共団体の補助金等が交付されていないもの。

(補助の対象事業)

第5条 補助の対象事業(以下「補助事業」という。)は、前条に規定する補助の対象建物で次の各号のいずれかに該当するものに対して、補助対象者が実施する除却工事とする。

- (1) 判定値(第2条第5号ウによる得点を除く。)が1.0未満であり、かつ当該判定を受けてから3ヶ月以上が経過したもの。ただし、補助金の交付を受けようとする年度の前年度までに判定されたものに限る。
- (2) 判定値(第2条第5号ウによる得点に限る。)が80点未満であり、かつ当該判定を受けてから3ヶ月以上が経過したもの。ただし、補助金の交付を受けようとする年度の前年度までに判定されたものに限る。
- (3) 第2条第5号エにおいて地震に対して安全な構造でないと判断され、かつ当該判断を受けてから3ヶ月以上が経過したもの。ただし、補助金の交付を受けようとする年度の前年度までに判断されたものに限る。

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助対象経費は、前条に規定する補助事業において除却工事に要する費用とする。

- 2 補助金の額は、前項に規定する補助対象経費の23.0%以内の額かつ200千円を限度とし、予算の範囲内において交付する。ただし、補助金の額は、千円未満の端数を切り捨てる。

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、様式第1号による補助金交付申請書に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する補助金交付申請書は、補助事業に取り掛かる(以下「着手」という。)日より前かつ補助事業を実施する年度の12月28日(土日祝日の場合は直前の開庁日)までに提出しなければならない。ただし、補助金交付申請ができるのは着手予定日からさかのぼり3ヶ月以内のものとする。
- 3 申請者は、岡崎市の次の各号に掲げる地区内において補助事業を実施する場合には、当該事業主管課と協議するものとする。ただし、当該地区において主管課が管轄する事業により、補助の対象建物を除却することが決定している場合は、補助金の交付申請はできない。
 - (1) 土地区画整理事業区域
 - (2) 都市計画施設区域

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、様式第2号による補助金交付決定通知書により申請者に通知する。

- 2 市長は、前項に規定する補助金交付決定通知書について必要がある場合は、当該補助

金の交付について条件を付すことができる。

(地位の承継)

第9条 交付決定者が死亡した場合又は破産等のやむを得ない事情により、第三者に地位を承継する場合において、交付決定者の承継人（以下「承継人」という。）が交付決定のあった内容で補助事業を実施する意思があるときは、様式第3号による承継届に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。この場合、承継人について第3条第1項（第1号を除く。）の規定を適用する。

- 2 前項に規定する承継届は、承継日から起算して30日を経過する日又は第12条第2項に規定する日の前日のいずれか早い日までに提出しなければならない。
- 3 交付決定者は、第1項の場合を除き、補助金の交付を受ける権利を譲渡又は担保に供してはならない。

(補助金の変更承認申請等)

第10条 交付決定者は、補助金の交付決定を受けた後に補助事業の内容を変更し、交付決定額に変更を生じる場合は、様式第4号による補助金変更承認申請書に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、交付決定額に変更を生じない場合は、様式第6号による変更届に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 交付決定者は、完了予定日から起算して20日を経過する日までに補助事業が完了しない場合は、当該期日までに様式第7号による遅延報告書を市長に提出し、その指示を受けなければならない。
- 3 第1項に規定する補助金変更承認申請書又は変更届は、補助事業の変更内容に着手する日の前日までに市長へ提出し、その指示を受けなければならない。

(補助金の変更承認)

第10条の2 市長は、前条第1項第1号に規定する補助金変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは、交付決定額の変更を承認し、様式5号による補助金変更承認通知書により申請者に通知する。

- 2 市長は、前項に規定する補助金変更承認通知書について必要がある場合は、当該補助金の交付について条件を付すことができる。

(補助事業の廃止及び中止)

第11条 交付決定者は、補助事業の遂行が困難になり廃止または中止をしようとする場合は、様式第8号による廃止(中止)届に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する廃止(中止)届は、補助事業を廃止しようとする場合は廃止の日から起算して10日を経過する日、中止しようとする場合は第8条に規定する補助金交付決定通知書により通知を受けた日と補助事業の着手予定日のいずれか遅い日から起算して20日を経過する日までに提出しなければならない。

(完了実績報告)

第12条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、様式第9号による完了実績報告書に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する完了実績報告書は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過する日又は第8条に規定する補助金交付決定通知書により通知を受けた日の属する年度の2月の第1金曜日(祝日の場合は直前の開庁日)までのいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条に規定する完了実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査の上、必要がある場合は現場を検査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、様式第10号による補助金確定通知書により交付決定者に通知する。

(補助金の請求及び交付)

第14条 前条に規定する補助金確定通知書により通知を受けた交付決定者(以下、「確定通知者」という。)は、様式第11号による補助金支払請求書に別に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する補助金支払請求書は、前条に規定する補助金確定通知書により通知を受けた日から起算して30日以内かつ通知を受けた日の属する年度の3月末日(土日祝日の場合は直前の開庁日)までに提出しなければならない。

3 市長は、第1項に規定する補助金支払請求書に基づき、確定通知者に補助金を交付する。

(交付決定の取り消し及び補助金の返還)

第15条 市長は、交付決定者及び確定通知者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し及び既に交付した補助金の全部又は一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件及びこの要綱その他法令に違反したとき。
- (3) 第3条第1項第3号に該当していないことが判明したとき。
- (4) 第9条第2項に規定する日までに、同条第1項に規定する承継届が提出されなかったとき。
- (5) 第10条第3項に規定する日までに、同条第1項に規定する補助金変更承認申請書又は変更届が提出されなかったとき。
- (6) 第11条第2項に規定する日までに、同条第1項に規定する廃止(中止)が提出されなかったとき。
- (7) 第12条第2項に規定する日までに、同条第1項に規定する完了実績報告書が提出されなかったとき。
- (8) 補助金を補助事業以外の用途で使用したとき。

- (9) 補助金の運用及び補助事業の執行方法が不相当と認められるとき。
- (10) 決算額が、補助金の額を算定する際に基本とした額に比べて減少したとき。
- (11) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(指導等)

第15条の2 市長は、申請者に対して補助事業を適切に実施させるため必要な指示をし、その報告を求めること及び調査をすることができる。

(書類の保管)

第16条 補助金の交付を受けた確定通知者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。